

# 「子育て応援給付金」を支給します！

出産・子育てにかかる経済的負担を軽減するため、「子育て応援給付金」を支給します。  
給付金の支給を受けるためには**申請が必要**です。

## 対象者

伊豆の国市に住民登録があり、次の①～③のすべてに当てはまる人

- ①令和5年2月1日以降に出生した児童の養育者（原則産婦）
- ②赤ちゃん訪問時に面談を受けた方  
（里帰り先で訪問を受けた方も対象です）
- ③他の自治体から同様の給付金（現金やクーポンなど）の支給を受けていない方

※令和4年4月1日～令和5年1月31日の間に生まれた児童の養育者につきましても、対象者宛に随時ご案内を送付します。

## 支給額

児童1人当たり **5万円**（現金） ※多胎出産の場合は、  
5万円×生まれた児童数の支給となります。

## 支給までの流れ

- 1 赤ちゃん訪問時に面談を実施します。
- 2 その場で、申請手続きを行います。必要書類を必ずご用意ください。

### 必要書類

- 申請者の本人確認ができるものの写し（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 申請者（妊婦）の振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
- 印鑑

- 3 申請後、1～2か月で指定口座へ振り込みます。

◆支給が決定した際には、書面で通知します。

### お問い合わせ先

健康づくり課母子保健係  
（菫山福祉・保健センター内）  
平日／午前8時30分～午後5時15分

**TEL** 055-949-6820

**FAX** 055-949-7177

相談等あればお気軽にご相談ください。  
オンラインで相談も受付しています。

【QRコード】



# よくある質問

Q 所得制限はありますか？

A 所得制限はありません。

Q 双子を出産しました。  
子育て応援給付金として10万円受け取ることができますか？

A 子育て応援給付金については、5万円×出生児童数を支給します。

Q 子育て応援給付金の申請は、対象児童の父親または母親のどちらが行いますか？

A 子育て応援給付金は、児童を養育する方が申請できます。  
やむを得ず、別の方が申請する場合は、健康づくり課へ問い合わせてください。

Q 子育て応援給付金の振込口座を、申請者以外の名義とすることは可能ですか？

A 申請者名義の口座への振込が原則です。やむを得ず、別の方の口座への振込を希望する場合は、健康づくり課へ問い合わせてください。

Q 伊豆の国市に住民票がありますが、里帰り先で赤ちゃん訪問を受けました。  
この場合、伊豆の国市・里帰り先のどちらへ申請すればよいですか？

A 住民票がある伊豆の国市に申請してください。

Q DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の住居地から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、住民票のある市町村・避難先の市町村のどちらへ子育て応援給付金の申請をすればよいですか？

A 避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該避難先の市町村に申請することができます。

Q 伊豆の国市で赤ちゃん訪問時の面談を受け、その後、他の市町村へ転出する予定です。子育て応援給付金は伊豆の国市と転出先のどちらに申請しますか？

A 伊豆の国市・転出先の市町村のどちらに申請いただいても構いません。  
ただし、転出先の市町村へ申請する場合は、当該市町村で改めて面談をしていただく必要があります。なお、伊豆の国市・転出先の市町村の両方から支給を受けることはできませんのでご注意ください。